

## 架空請求への対応 3か条

2等のようなはがき・封書・メールを受け取ったら

### 一、書かれている番号に絶対電話しない

はがきなどに記載された電話番号に絶対に連絡しないでください。電話すると悪質事業者に皆さんの電話番号を知られたり、巧妙な語り口でお金を払わされたりしてしまいます。例えば、弁護士の紹介費用と称しプリペイドカードなどを購入させてお金をだまし取るケースが報告されています。

### 二、身近な人にまず相談

悪質事業者は皆さんを焦らせ、孤立させ、冷静な判断ができなくなることを狙っています。まずは家族や身近な人に相談し、一人で判断しないようにしましょう。「こんなことを人に相談するのは恥ずかしい」などと抱え込んでしまうと、相手の思うつぼにはまることになります。

### 三、消費生活センターに相談

少しでも不安に思ったら、下記の相談窓口へご連絡ください。専門の消費生活相談員が助言します。

**市消費生活センター ☎(260)5120**

ところ▶市役所1階市民相談課内

受付時間▶月～金曜日午前9時30分～正午・午後1時～4時  
(祝日、年末年始を除く)。

## あなたにもできること、あります



架空請求の被害を減らすため、本人以外に周りにもできることがあります。親や兄弟、一人で暮らす友人などに「何かあったら相談してね」「怪しいはがき・電話が来たら連絡して」と声をかけましょう。トラブルに巻き込まれても「周りに心配をかけたくない」「子どもにこんなことを相談するなんて」などと考え、言い出せない人も少なくありません。しかし、ふだんから「相談してほしい」と声をかけておくことで、いざというとき話しやすくなります。温かい声かけで大切な人を架空請求から守りましょう。

## 特集

# あなたも狙われている 悪質事業者の狙いを知って、 架空請求にだまされない！



☎市役所市民相談課市民相談係 ☎(260)5129 ☎(260)5177

はがきや封書、メールなどでお金を請求する「架空請求」。その存在は広く知られていますが、被害は後を絶ちません。

昨年度、市の消費生活センターに寄せられた架空請求に関する相談は601件。平成29年度と比べて約3倍に増加しています。今年度も4～6月に同センターに寄

せられた架空請求に関する相談は184件に上り、昨年度を上回るペースになっています。

次に架空請求のはがきなどが届くのは、あなたのところかもしれません。今号では、被害に遭わないための対策を紹介します。

## こんなはがきにご用心～悪質事業者のわなにご注意を

下図は架空請求はがきの例です。悪質事業者はあの手この手で皆さんの冷静な判断力を奪おうとします。

### — 架空請求はがき(例) —

**民事訴訟最終通達書**  
訴訟管理番号(セ)086

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が……訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び動産や不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

なお、……お問い合わせは必ずご本人様からお願いします。……

訴訟取り下げ最終期日 令和元年●月●日

---

訴訟通知センターお問い合わせ・相談窓口  
03-●●●●-●●●●  
平日9:00～20:00/土曜日11:00～17:00  
〒100-8977東京都千代田区霞が関●丁目●●

**「民事訴訟最終通達書」や「訴訟最終告知」などの件名で送られてきます。**

**悪質事業者の狙い** 「訴訟」や「最終」などの言葉で驚かせる。

**「連絡がないと相手方の主張が認められる」「差し押さえになる」などと記載。**

**悪質事業者の狙い** 不安をあおり、記載の電話番号に連絡するよう誘導。

**取り下げの最終期日をはがきの到着後2～3日以内に設定。**

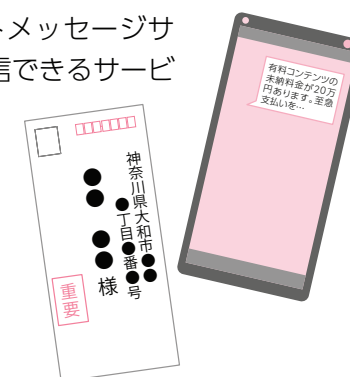
**悪質事業者の狙い** 差し迫った期限で焦らせ、周りに相談したり、冷静になったりする時間を与えない。

### ■最近では封書やメールで送られてくることも

架空請求ははがきだけでなく、封書やSMS(ショートメッセージサービス:携帯電話の電話番号を使ってメッセージを送受信できるサービス)で送られてくることもあります。

**封書**…公的機関などからのお知らせを装い、「重要」や「緊急」などの赤いスタンプが押されています。封を開けると、上記の架空請求はがきのような文面の書類が入っています。

**SMS**…実在する大手通販会社などの名前を騙り、「未納料金がある」などと支払いを迫ってきます。



※ほかにも、架空請求の最近の事例を(独)国民生活センターのホームページで公開しています(下のコードを読み取ると便利です)。

